

11 経済産業省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	地域ブランド取得に係る商標登録取得団体の拡大	商標法第7条、第7条の2	団体商標の主体要件は、「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)(若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。))又はこれらに相当する外国の法人」となっている。 地域団体商標の主体要件は、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を行ってはならない旨の定めのあるものに限る。)」又はこれに相当する外国の法人」となっている。	現行法で規定されている団体商標の登録について、一定の要件をみたしている場合には、観光協会による申請により、商標登録を可能とする。	事業概要 複数の企業からなる事業組合にかわり、観光協会による商標登録を申請可能とし、地域ブランドの保護を図るものとする。 現在、観光協会において認定制度を実施し、ブランド保護を実施するが強制力がない。そのため、認定制度並びにその地域ブランドをPRすることを主な業務とする観光協会による商標登録申請を可能とする。 提案理由 「佐世保バーガー」は、その人気により類似商品が表れており、地域ブランドの品質が低下する恐れがある。そこで、本特例措置により、類似商品の防止、品質保持に繋がる。	C	-	地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されているが、それを理由として設立根拠法に定めのない他の法人を排除する理由が不明である。 また、地域団体商標の対象となる商標は、元々地域における商品の生産者やサービスの提供者等が広く使用するものであり、事業者による独占に過ぎない等の理由から登録が認められなかったものであることから、当該商標の使用を致す事業者が団体の構成員となって使用を可能にするのが合理的である。 これらの主体要件は、団体商標制度や地域団体商標制度の本来の性格に起因するものであるから、これらの要件を変更・緩和することは適当ではない。	地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されているが、それを理由として設立根拠法に定めのない他の法人を排除する理由が不明である。 また、地域団体商標の対象となる商標は、元々地域における商品の生産者やサービスの提供者等が広く使用するものであり、事業者による独占に過ぎない等の理由から登録が認められなかったものであることから、当該商標の使用を致す事業者が団体の構成員となって使用を可能にするのが合理的である。 これらの主体要件は、団体商標制度や地域団体商標制度の本来の性格に起因するものであるから、これらの要件を変更・緩和することは適当ではない。	●(財)佐世保観光CV協会への加入・脱退については自由であり、現在、バーガー認定を受けている事業者は全て同協会の構成員である。 ●地域ブランドの低下について(財)佐世保観光CV協会では危機し、勉強会を開催している。しかしながら、地域では、「佐世保バーガー」のブランドの低下や各店舗への影響が不明確である。 ●商標登録の問題や佐世保バーガーの模倣品の問題が発生している。 ●本市観光のイメージ低下を防止並びに品質向上のため、事業者側ではなくPRする側として地域ブランドの取得を必要と認識している。		1 0 1 0 0	佐世保市	長崎県	経済産業省
110020	容器包装リサイクル法を活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	実施内容 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、運別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 提案理由 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしてきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックでもリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷わず容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使ったラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	本提案は、容器包装以外のプラスチック製の廃棄物について、容器包装リサイクル法を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で「容器包装リサイクル」を担う指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会、以下「容リ協会」という。)に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点では、循環型社会形成推進基本法において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するという点であるが、再商品化経費の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。) ①合理的な方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ペール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクル」の取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものはない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	①合理的な方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ペール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクル」の取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものはない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。	1 0 2 5 0 1 0	名古屋	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	
110030	温室効果ガス広範な国内排出権取引の実施	-	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型で行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を提言する。 排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。 代替措置 本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、種やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。	E	-	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。		温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 5 2 0 1 0	福祉医療法人 桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	経済産業省 環境省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管 理 案 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
110040	温室効果ガス排出権取引所の開設	-	現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げ、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。 提案理由 海外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものだと考える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱い、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5~10年内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	-	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となっている。			温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 5 2 0 2 0	福祉医療法人 桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省